

国家知識産権局、司法部による「知的財産紛争調停業務の強化についての意見」の印刷・配布についての通知

国知発保字〔2021〕27号

各省、自治区、直轄市および新疆生産建設兵団の知識産権局、司法庁（局）、
四川省知識産権服務促進中心
広東省知識産権保護中心
福建省知識産権発展保護中心 御中

党中央、国務院による知的財産保護の強化についての政策決定・配置を深く貫き、「知的財産強国建設綱要（2021～2035年）」および「知的財産保護の強化についての意見」を実施し、知的財産保護体系の構築を強化するため、「ビジネス環境最適化条例」の規定を踏まえ、国家知識産権局と司法部は「知的財産紛争調停業務の強化についての意見」を制定し、ここに印刷、配布する。実情に合わせて真摯に実行し、その実施状況および業務中に直面した問題については国家知識産権局知識産権保護司および司法部人民参与・促進法治局に速やかに報告されたい。

以上、ここに通知する。

国家知的財産局 司法部
2021年10月22日

知的財産紛争調停業務の強化についての意見

党中央、国務院による知的財産保護業務の全面的強化についての政策決定・配置を深く貫き、知的財産紛争の多元的解決メカニズムを整備し、調停が知的財産分野の矛盾・紛争の解決において重要な役割を存分に発揮できるようにし、ビジネス環境を最適化し、社会全体の革新のための活力を引き出し、発展のための新たな枠組みの構築を推し進めるため、知的財産紛争調停業務の強化について以下のとおり意見を提示する。

一. 全体的要求

（一）方針。習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想の指導を堅持し、習近平法治思想を深く学び、それを貫き、中国共産党第19回全国代表大会および第19期中央委員会第2回、第3回、第4回、第5回全体会議の主旨を全面的に貫き、党中央、国務院による知的財産保護の強化についての政策決定・配置を貫徹、実行し、知的財産紛争調停業務を一元的に推し進め、組織とチームの構築を強化し、有機的に連携し、協調連動し、効率的で利便性の高い知的財産紛争調停業務メカニズムを構築、整備し、法に基づき、適時かつ効率的に知的財産紛争を解決し、知的財産の強力な保護のための業務の枠組み構築を積極的に推し進める。

(二) **基本原則**。協調・連動、社会の協治を堅持する。党委員会が指導し、政府が主導し、知的財産管理部門および司法行政機関が一元的に指導し、社会各方面が広く関わる知的財産紛争調停業務の枠組み形成を推し進める。

自主平等と人民の利便性向上を堅持する。当事者の意思を十分に尊重し、法律、法規、政策および公序良俗などを総合的に運用して調停にあたり、当事者の合法的な権益を確実に保護する。

専門性と開拓・刷新を堅持する。知的財産紛争の特徴を捉え、調停業務のルールを遵守し、調停のための組織とチームの構築を強化し、制度・仕組みおよび方法の刷新を進め、知的財産紛争調停業務の質と効果を絶えず高める。

(三) **主な目標**。2025年までに知的財産紛争調停業務が知的財産紛争の多発しやすい重点的な地域および業界・分野を概ね網羅するようにし、組織が健全で、制度が充実した、規律ある高効率な知的財産紛争調停業務体系を確立し、人民調停、行政調停、産業・専門調停、司法調停の長所を生かして相互補完し、有機的に連携し、協調連動するという大きな調停業務の枠組みを形成し、調停の知的財産紛争の多元的解決における基本的役割を十分に体现し、影響力と公信力を一層強化する。

二. 知的財産紛争調停業務の一元的推進

(四) **知的財産紛争の人民調停業務を推進する**。知的財産紛争解決の需要に応じて、知的財産紛争の人民調停組織の構築を各地の状況に合わせて進める。知的財産紛争が多発し、明らかに設立を必要としており、組織を設立する機関が支援能力を有する地域と業界については、知的財産管理部門と司法行政機関は調整・協力を強化し、知的財産紛争の人民調停組織の設立を積極的に推し進めなければならない。設立の条件を満たしていないものについては、既存の人民調停委員会の業務範囲に組み入れることができる。知的財産紛争の人民調停組織を設立するには、関連の社会团体またはその他の組織により申請がなされ、法律および規範の要件に適合するものでなければならず、司法行政機関は速やかに管轄内の人民調停組織および人民調停員名簿にこれを加え、業務指導を適宜強化しなければならない。

(五) **知的財産紛争の行政調停業務を強化する**。知的財産管理部門は行政調停の機能を積極的に果たし、「専利紛争行政調停処理ガイドライン」などの規定に基づき、法令に厳格に則って行政調停を行わなければならない。知的財産紛争の行政調停の任務が比較的重い地域については、必要に応じて行政調停委員会を設置し、または行政調停室や接遇室などを設立することができる。各地の知的財産紛争の行政調停にかかる組織の設立状況や行政調停業務の実施状況については定期的に司法行政機関に報告しなければならない。

(六) **知的財産紛争の業界・専門調停を拡大する**。各種知的財産専門機関の役割を発揮させ、知的財産紛争調停の組織の形式および作業モデルの積極的な刷新を進め、知的財産紛争調停業務を奥深く推進する。当事者の需要に応じ、市場化の方式に基づいて、知的財産紛争の商業調停の実施を模索する。矛盾・紛争の防止および解決における弁護士の高みや役割を存分に発揮させ、弁護士の調停業務室の設立を推し進め、当事者に知的財産紛争調停サービスを提供し、かつ適切な費用を徴収できるようにする。

(七) **重点地域、分野の知的財産紛争調停業務を強化する**。実情から出発し、需要に即して、知的財産紛争調停業務の工業団地、開発区、自由貿易区および産業クラスターなどの重点地域への普及を大々的に推し進める。電子商取引プラットフォームによるオンラインでの相談、受理、調停な

どの制度の最適化およびオンラインでの矛盾や紛争の解決をサポートする。展示会の知的財産紛争調停業務を開拓し、関連の調停組織が展示会に常駐するよう導き、展示会の知的財産紛争の調停のための優先ルートを構築する。専門的な市場の知的財産紛争調停業務を強化し、当事者が調停方法を通じて紛争解決するよう導く。

(八) 知的財産紛争調停員のチーム構築を強化する。社会資源を活用し、専利、商標、著作権などの業務の経験および知識を有する専門職、有識者および弁護士などを調停員として任用することを重視し、専業・兼業の組合せ、長所を生かした相互補完、合理的な構造を有する知的財産紛争調停員チームを構築する。知的財産紛争専門調停員チームの構築を強化し、知的財産紛争調停員の資格、等級評価などの制度の構築を模索する。知的財産管理部門と司法行政機関は、知的財産紛争調停を業務研修計画に組み込み、集中講義や経験の共有、現場の視察、法廷の傍聴、事例分析などさまざまな方法を用いて、調停員の法律的素養、政策水準、専門知識および調停スキルを着実に高めなければならない。

(九) 知的財産紛争調停業務制度の構築と整備を図る。知的財産紛争調停のための組織は、紛争の発見、受理、調停、履行、事後調査、分析・検討、および重大で難解かつ複雑な矛盾・紛争の集中討議、専門家相談、状況報告などの業務に関する制度の構築と整備を図らなければならない。職務にかかる責任、学習、例会、研修、評価および懲罰などの管理制度の構築と整備を図り、統計・報告書、公文書および記録の管理を規範化し、知的財産管理部門と司法行政機関に調停業務の状況と典型事例について定期的に報告しなければならない。知的財産管理部門と司法行政機関は知的財産紛争調停の典型事例を定期的に発表し、典型事例を通じて調停業務を指導、実施し、調停業務の質を向上させなければならない。

(十) 知的財産紛争調停のための連携・連動メカニズムを構築、整備する。合同調停、協力調停、委託・移送調停などの方法を用いて、知的財産紛争の人民調停、行政調停、業界・専門調停、司法調停を連携、連動させた業務メカニズムを構築する。知的財産紛争調停組織は行政の法執行部門、司法機関、仲裁機関などとの連携・連動を強化し、知的財産紛争のための苦情申立てと調停の結合、訴訟と調停の結合、仲裁と調停の結合などの業務メカニズムを構築、整備する。知識産権保護中心（知的財産保護センター）、快速維権中心（高速権益保護センター）、維権援助中心（権益保護支援センター）などにおける知的財産紛争にかかる「ワンストップ式」の調停プラットフォームの構築を模索し、調停組織、遠隔司法確認室、知識産権仲裁院（中心）（知的財産仲裁院（センター））、公証知識産権財産サービスセンター（公証知的財産サービスセンター）などの各種資源が調停プラットフォームに加わるよう導き、当事者に司法確認、仲裁、公証などの保護ルートを提供する。知的財産紛争の「ワンストップ式」調停プラットフォームの現地の総合性非訴訟紛争解決センター、調停センターなどのプラットフォームとの業務の連携を強化し、速やかに重大で難解かつ複雑な知的財産紛争の調整・解決を図る。

三. 知的財産紛争調停業務の組織による指導の強化

(十一) 組織の調整を強化する。知的財産管理部門と司法行政機関は知的財産紛争調停業務を重要議事日程に組み込み、情報交換と調整・協力を強化し、業務で直面する課題や問題を速やかに検討し、解決しなければならない。積極的に模索、革新し、経験や方法を速やかに総括して改善し、注目すべき点や典型事例を打ち出し、育成し、知的財産紛争調停業務の規範化、標準化を進めな

ればならない。関係部門を主体的に調整し、知的財産紛争調停業務を関連の評価指標に組み入れることを目指し、合同監督・検査の実施などの方法を通じて、各項目の業務の実施を推し進める。

(十二) 業務の支援を強化する。知的財産管理部門、司法行政機関は党委員会、政府および財政部門からの重視や支持を積極的に求め、知的財産紛争調停業務の関連経費を財政予算に組み入れて一元的に考慮し、知的財産紛争調停業務を政府の調達サービス指導目録に加え、政府の調達サービスを強化しなければならない。知的財産紛争調停組織の設立機関は知的財産紛争調停組織に場所、事務作業を行うための条件および業務に必要な経費を提供しなければならない。社会各界が一般寄付、公的援助、ボランティアの参加などの方法を通じて、知的財産紛争調停業務にサポートと支援を行うことを奨励する。

(十三) 宣伝や誘導を強化する。従来型のメディアのほか、ネットワーク、微信（ウィーチャット）、微博（ウェイボー）などのニューメディアを活用し、知的財産紛争調停業務の強み・特徴および経験・成果を大々的に広め、業務において生じる先進的な典型事例および優れた事例を宣伝し、知的財産紛争調停業務の大衆の満足度と社会への影響力を絶えず高め、より多くの当事者が調停を通じて知的財産紛争を解決し、自身の合法的な権益を守るように導かなければならない。知的財産管理部門と司法行政機関は優れた業績を取めた知的財産紛争調停組織および調停員を本系統と本部門の表彰・奨励の対象とし、知的財産紛争調停業務のための良好な環境づくりを進めなければならない。

出所：2021年10月28日国家知的財産局 web サイト

https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/10/28/art_75_171050.html

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。